株式会社 セイファート 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社セイファートと称し、英文では SEYFERT LTD. と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及 び外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社 の事業活動を支配、管理することを目的とする。
 - (1)雑誌及び情報誌の企画、編集、制作、出版及び販売
 - (2) 広告代理店業、コンサルティング業並びに広告宣伝、販売促進、イベント企画・運営、マーケティングに関する 企画・制作
 - (3) インターネット及び情報端末機を活用した広告、情報提供サービス及び通信販売業
 - (4) 一般人材派遣・人材紹介業並びに訪問サービス事業
 - (5) 職業適性能力開発のための教育訓練並びに教育教材の企画、開発、運営、翻訳及び販売
 - (6)海外研修、海外留学及び海外就労に関する情報提供サー ビス、コンサルティング及び仲介斡旋に関する業務
 - (7)店舗及びヘアメイク・スタイリスト事務所の経営並びに 職業訓練教育施設の運営
 - (8) 商品の企画、製造、輸入、販売及び販売代理業並びにサービスの企画、販売及び販売代理業
 - (9) 各種教育施設の経営
 - (10) 古物の売買及び委託販売
 - (11) 事業会社を管理する業務
 - (12) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむ を得ない事由によって電子公告による公告をすることができな い場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、360万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げ る権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集 新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有

する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(自己の株式の取得)

第10条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

- 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
 - 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその 他の株主名簿及び新株予約権簿に関する事務は、これを株主名 簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款 のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主 総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日と する。

(招集権者及び議長)

- 第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し議長となる。
 - 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ 定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長とな る。

(電子提供措置等)

- 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容 である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合 を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権 の過半数をもって行う。
 - 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
 - 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書類を 当会社に提供しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は10名以内とする。

(選任方法)

- 第20条 取締役は、株主総会の決議において選任する。
 - 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議 決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半 数をもって行う。
 - 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役 の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
 - 2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役会 長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定す ることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が これを招集し、議長となる。
 - 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ 定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長とな る。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監 査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期 間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを 経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会 の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会 において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から 受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会 の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った ことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任 を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除するこ とができる。
 - 2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務 執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったこと による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額を 限度とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第29条 当会社の監査役は5名以内とする。

(選任方法)

- 第30条 監査役は、株主総会において選任する。
 - 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議 決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半 数をもって行う。

(任期)

- 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役 の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して 発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮する ことができる。
 - 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査 役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会 において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った ことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任 を法令の限度において、取締役会の決議によって免除すること ができる。
 - 2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額を限度とする。

第6章 会計監查人

(選任方法)

- 第37条 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。
 - 2. 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主 の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の 過半数をもって行う。

(任期)

- 第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のう ち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、取締役会の決議によって定める。

(会計監査人の責任免除)

第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った ことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害 賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除 することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年 とする。

(余剰金の配当の基準日)

- 第42条 当会社の期末配当金の基準日は、毎年12月31日とする。
 - 2. 前項のほか、基準日を定めて余剰金の配当をすることができる。

(中間配当金)

第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を 経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務 を免れる。
 - 2. 未払の配当金には利息をつけない。